

■教育行政のポイント

“道徳”の指導要領改訂に着手

菱村 幸彦

中教審の道徳教育専門部会で道徳に関する学習指導要領改訂の審議が始まった。答申は今秋が目途という。他教科の学習指導要領の改訂は、平成26年に諮問し、平成28年に答申の予定というから、道徳のみ2年先行の改訂となるわけだ。

道徳の教育課程上の位置付け

今年2月、文科相は、中教審に対し「道徳に係る教育課程の改善」について諮問した。中教審は、道徳教育専門部会を設置し、今年3月から審議を始めている。

文科相の諮問文によると、審議項目として、①教育課程における道徳教育の位置付け、②道徳教育の目標、内容、指導方法、評価の示し方——が提示されている。

そこで、以下に、これまでの有識者会議の議論等を踏まえて、中教審の審議のポイントについて考えてみよう。

第1は、教育課程における道徳教育の位置付けである。文科省の有識者会議報告（平成25年12月）は、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として教育課程上に位置付けることを提言した。

学習指導要領で道徳を「特別の教科」として位置付けるためには、「各教科」と「特別の教科」との違いをどう整理するかが課題となる。

教科とは何かに関する法令上の規定はない。ただ、現行制度に位置付けられている「教科」は、①免許（中・高校においては当該教科の免許）を有した専門の教員がいること、②教科書を用いて指導すること、③数値等による評価を行うこと——という共通性を有する。

ところが、道徳の時間については、①児童生徒に日常密接にかかわっている学級担任を中心に授業を行うことが適切と考えられること、②人格全体にか

かわる力の育成という性格に照らし、数値による評価はなじまないこと、③道徳の時間は、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要としての役割を担うことなど、他の教科とは異なる特性がある。

「特別の教科 道徳」を学習指導要領に位置付けるに当たっては、他教科との共通性と差異性について、きちんと整理をすることが前提となる。

道徳の目標・内容等の見直し

第2は、道徳教育の目標、内容、指導方法、評価の示し方である。

現行学習指導要領では、総則に示す道徳と道徳の時間が定められている。道徳の時間を「特別の教科」とするに当たっては、学習指導要領で定める総則に示す道徳と道徳の時間の目標、指導内容、指導方法、評価等の在り方について、見直す必要がある。

特に道徳の時間は、学校全体で行う道徳教育の要として、補充、深化、統合を行うものとなっているが、各教科等における道徳性の指導と道徳の時間におけるその補充、深化、統合の関係が分かりにくいことが指摘されている。道徳の時間を「特別の教科」とするに当たっては、この点について、より平易で明解な表現の工夫が求められる。

とはいえ、「特別の教科 道徳」が、現行の道徳の時間と全く別のものとなるとは考えられない。道徳の時間と「特別の教科 道徳」について、何を引き継ぎ、何を变えるか。この点について、十分な検討が必要である。その上で児童生徒の発達段階に則した目標・内容の再構成が行われることとなる。

「特別の教科 道徳」が学習指導要領においてどのように定められるか、中教審の審議の動向に注目したい。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

●管理職選考で問われる重要事項9分野、118項目を法的観点からポイント解説！

『2015 学校管理職選考完全要点整理』

【監修】菱村幸彦／【編集】学校管理職研究会 A5判・432頁／定価（本体2,800円）＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）